ホットな消費者ニュース　２０２６年１２月号

そのメッセージ、偽物かもしれません　～フィッシング詐欺に注意！～

「アカウントの更新が必要です」「不審なログインを検知しました」などと実在する金融機関をかたり、偽のWebサイトへ誘導し、カード情報やアカウントを盗み出す『フィッシング詐欺』の相談が急増しています。中には政府機関や行政機関をかたる事例も報告されています。

被害を防ぐため、次のポイントを徹底しましょう

1　**メッセージ内のURLは開かない**
メールやSMSに記載されたリンクを安易にタップせずに、あらかじめ登録した「ブックマーク」や公式アプリからアクセスしましょう。

2　**個人情報やカード情報を入力しない**
「至急！」「本日中！」などと不安をあおられても慌てて個人情報やクレジットカード情報を入力してはいけません。

3　**不安な時は公式の問合わせ窓口へ**
不安な場合はメッセージ内の連絡先ではなく、公式サイトに記載された番号へ直接確認して下さい。
少しでも不審に思ったら、一人で悩まず、消費生活センターにご相談下さい。

被害に遭った時には・・・

◆ 不審なサイトにIDやパスワードを入力してしまったら、そのアカウントを利用している全てのサービスにおいてパスワード等を速やかに変更して下さい。

◆ クレジットカード会社等が、補償制度や相談窓口を設けているところもあります。早めに被害に気付くためにも、利用明細や通帳の取引履歴を確認する習慣を持ちましょう。

引越しや片付けの不用品回収、ネット広告の金額より高額な請求！？

相談事例

○ 引越しに伴う不用品回収のために、「見積無料、2トントラックプラン2万円」などと書かれたネット広告を見て、見積もりを依頼した。来訪して見積もりしてもらったら、予想以上の高額な金額を提示された。
金額に納得できず断ったが、「キャンセル料を払って欲しい」と強い口調で言われた。
キャンセル料を払うくらいならと思い、請求された金額を現金で支払ったが、クーリング・オフしたい。

○ 「5，000円～」というインターネット広告を見て、不用品回収を依頼した。家電製品3点を引渡し、3万円を請求された。金額に納得できなかったが、仕方なくカードで支払った。やはり、高額だと思う。

アドバイス

◆不用品の回収を依頼するときは、ネット広告やチラシに記載された料金だけで判断しないようにしましょう。
◆一般家庭から出る不用品の処分は、市町村の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。
お住まいの市町村の窓口に問い合わせて、許可業者を探し、複数の事業者から見積もりを取りましょう。
◆見積もりを取るときは、作業内容と料金を明確に出してもらい、追加料金の有無、キャンセル料を確認しましょう。
◆事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、きっぱりと支払いを断りましょう。
◆広告の表示金額と実際の請求金額が大きく異なる場合は、クーリング・オフができる可能性があります。
◆不安に思ったり、困った時は、早めに、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092－632－0999（日曜日も電話相談可）	柳川・みやま	0944－76－1004
北九州市	093－861－0999（土曜日も電話相談可）	行橋市広域	0930－23－0999
福岡市	092－781－0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日除く）	筑紫野市	092－923－1741
大牟田市	0944－41－2623	大野城市	092－580－1968
久留米市	0942－30－7700（第2日曜日も相談可）	宗像市	0940－33－5454
飯塚市	0948－22－0857	糸島市	092－332－2098

消費者ホットライン　（局番なし）**188**（いやや！）
あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。　ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発　　行：福岡県消費生活センター